

# 陸上自衛隊第14旅団と西日本高速道路株式会社四国支社との 災害発生時の連携に関する確認書

## (目的)

第1条 この確認書（以下「本確認書」という。）は、平成24年3月22日に締結した、「陸上自衛隊中部方面隊と中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定」（以下「原協定」という。）及び「原協定の解釈覚書」（以下「解釈覚書」という。）に関し、陸上自衛隊第14旅団（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社（以下「乙」という。）が、その運用について必要な事項を定め、もって災害対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

## (災害発生時の連絡態勢)

第2条 原協定第3条第2項に規定する連絡態勢は、別添1のとおりとし、本確認書における乙の連絡先は、本条の規定によるものとする。

## (被害情報の提供)

第3条 甲及び乙は、原協定第4条（1）の被害情報の提供のため、次の内容について本確認書締結後速やかに協議を行い、決定した内容については、別途覚書等を締結するものとする。

- （1）連絡員の相互派遣
- （2）相互の情報を共有するための通信システム等の構築

## (高速道路通行止め区間の通行)

第4条 甲が甲の緊急通行車両を原協定第4条（2）に基づき高速道路通行止め区間を通行させる場合は、事前に乙に連絡するものとする。

## (緊急開口部の活用)

第5条 甲が甲の緊急通行車両を原協定第4条（2）に基づき緊急開口部を活用し、通行させる場合は、活用する緊急開口部の場所を乙に事前連絡するものとする。なお、緊急開口部の開放作業は原則、乙が実施するものとするが、緊急を要する場合にあっては甲が実施することができるものとする。

- 2 緊急開口部の開放に必要な鍵は、事前に乙から甲に貸し出すことができる。なお、鍵の貸し出しを行った場合、甲は責任をもって鍵の管理を行うものとする。
- 3 乙は前項に規定する鍵の貸し出しを行った場合は、甲から借用書を徴収し、保管するものとする。なお、借用書の様式は、別添2のとおりとする。
- 4 乙は活用可能な緊急開口部の位置、構造等を示した資料を事前に甲に提供するものとする。

(道路、施設の緊急復旧の連絡調整)

第6条 甲は原協定第4条(3)に基づき、乙の道路、施設を緊急復旧する場合は、緊急復旧の内容を乙に連絡するものとする。なお、連絡は原則、事前に行うものとするが、緊急を要し、連絡のいとまが無い場合にあつては事後に報告するものとする。なお、連絡、報告する項目については以下のとおりとする。

- ①場所 (K P、構造物名称等)
- ②実施した内容 (構造、使用材料等)
- ③状況写真

(要請の記録)

第7条 乙が甲に解釈覚書2(2)に規定する要請を行った場合は、電話連絡簿等を作成し、記録するとともに、写しを甲へ送付し、共有するものとする。なお、電話記録簿等には要請日時、要請者、相手先、内容等を記載するものとする。

(訓練の実施)

第8条 甲及び乙は原協定第5条の規定にかかわらず、必要に応じ適宜、訓練を実施できるものとする。

(定期的な会議の実施)

第9条 甲及び乙は、定期的な調整会議を甲乙協議の上、年1回以上実施することを原則とする。

(有効期間)

第10条 本確認書の有効期間は、締結日から平成25年3月22日までとする。なお、期間満了3ヶ月前までに甲又は乙から本確認書の変更又は廃止の申し出がない場合及び本協定の変更又は廃止がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間継続するものとし、以降も同様のものとする。

(その他)

第11条 本確認書は2通作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2 本確認書の各条項の解釈について疑義が生じた場合、本確認書の内容の見直しが必要になった場合又は本確認書に定めのない事項が発生した場合は、その都度甲乙協議の上、必要な事項について定めるものとする。

平成24年12月14日

甲 陸上自衛隊第14旅団  
第14旅団長 陸将補 (自署：永井 昌弘)

乙 西日本高速道路株式会社  
四国支社長 (自署：畑村 雄二)